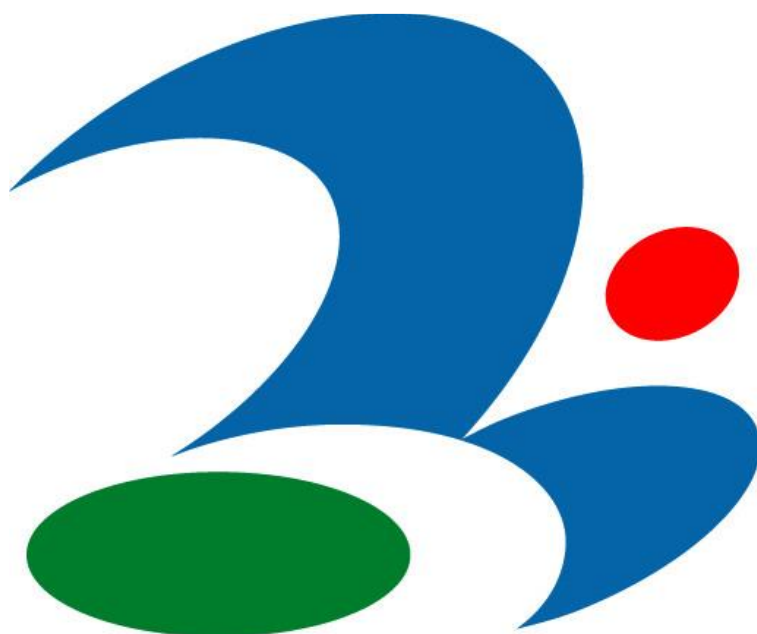


障がい者支援のしおり



令和7年度

つくばみらい市

*** はじめに ***

このしおりは、令和7年4月1日現在で作成したものです。
「市のホームページ」にも掲載しております。

～ 障がい福祉サービスとは？ ～

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・一般特定疾患受給者証等を交付されることにより受けられます。掲載されている各種制度は、改正または追加が行われることもありますので、サービス利用をお考えの際は事前に市役所社会福祉課やその他担当主管課及び関係機関にご相談ください。

※介護保険サービスを利用できる方は障がい福祉サービスよりも介護保険サービスの利用が優先になる制度もありますのでご注意ください。

【参考】

満65歳以上の方及び満40歳から満64歳までの医療保険の加入者で、下記の疾病が原因で日常の身辺処理等が困難になり、家族等の介助がなければ生活が困難な方で、介護保険により「要支援・要介護状態」にあると認定を受けた方は、介護保険法によるサービスを受けることができます。≪ 介護保険に関するお問い合わせ先：市役所 介護福祉課 ≫

- 初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等）
- 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
- 筋萎縮性側索硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 脊髄小脳変性症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障がい
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等）
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 関節リウマチ
- 後縦靭帯骨化症
- 脊柱管狭窄症
- 骨粗しょう症による骨折
- 早老症（ウェルナー症候群等）
- 末期のがん患者



目 次

1. 障害者手帳.....	- 1 -
1) 身体障害者手帳.....	- 1 -
2) 療育手帳.....	- 2 -
3) 精神障害者保健福祉手帳.....	- 3 -
4) 障害者手帳診断書料助成について.....	- 3 -
2. 障がい者の年金・手当等.....	- 4 -
1) 障害基礎年金.....	- 4 -
2) 特別児童扶養手当.....	- 4 -
3) 特別障害者手当.....	- 5 -
4) 障害児福祉手当.....	- 5 -
5) 在宅心身障害児福祉手当.....	- 5 -
6) 心身障害者扶養共済制度.....	- 6 -
7) 難病患者福祉手当.....	- 6 -
3. 医療費助成制度.....	- 7 -
1) 医療福祉制度（マル福制度）.....	- 7 -
2) 障がい認定による後期高齢者医療制度.....	- 7 -
3) 自立支援医療（更生医療）.....	- 7 -
4) 自立支援医療（育成医療）.....	- 8 -
5) 自立支援医療（精神通院医療）.....	- 8 -
6) 難病医療の給付.....	- 8 -
7) 小児慢性特定疾病医療の給付（小児の難病）.....	- 8 -
4. 補装具費の支給及び日常生活用具の給付.....	- 7 -
1) 補装具費の支給.....	- 9 -
2) 日常生活用具の給付.....	- 9 -
5. 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス.....	- 14 -
1) 障害福祉サービス.....	- 14 -
2) 障害児通所支援.....	- 17 -
6. その他の地域生活支援.....	- 17 -
1) 地域活動支援センター.....	- 17 -
2) 訪問入浴サービス.....	- 18 -
3) 移動支援.....	- 18 -
4) 日中一時支援.....	- 19 -
5) 意思疎通支援.....	- 19 -
6) 中途失明者緊急生活訓練.....	- 19 -
7) 自動車改造費の助成.....	- 19 -
8) 自動車運転免許取得の助成.....	- 20 -
9) 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）給付.....	- 20 -
10) 送迎サービス.....	- 20 -
11) 理髪サービス.....	- 20 -
12) 緊急通報システム見守りサポート.....	- 21 -
13) 救急医療情報キット.....	- 21 -
14) 家族介護用品の助成.....	- 21 -
15) 寝具洗濯乾燥消毒サービス.....	- 21 -
7. 交通機関の割引制度.....	- 22 -
1) JR旅客運賃の割引.....	- 22 -

2) つくばエクスプレス旅客運賃の割引	- 22 -
3) タクシー料金の割引	- 23 -
4) タクシー料金の助成（福祉タクシー利用券）	- 23 -
5) 県内バス（路線）運賃の割引	- 23 -
6) 国内航空運賃の割引	- 24 -
7) 大洗カーフェリー運賃の割引	- 24 -
8) 有料道路通行料金の割引	- 25 -
8. つくばみらい市内での割引	- 26 -
1) つくばみらい市コミュニティバス（みらい号）運賃の割引	- 26 -
2) デマンド乗合タクシー（みらいくん）料金の割引	- 26 -
3) 小絹駅、みらい平駅自転車駐車場の減免	- 27 -
4) 利用料が減免される主な公共施設	- 27 -
9. 税の減免等	- 28 -
1) 所得税・市県民税の所得控除	- 28 -
2) 市県民税の非課税	- 28 -
3) 自動車税の減免	- 29 -
10. その他の福祉	- 30 -
1) NTT 番号案内の無料化	- 30 -
2) 点字郵便物料金の免除	- 30 -
3) 利用料が減免される施設	- 30 -
4) NHK 受信料の減免	- 31 -
5) 駐車禁止場所における駐車許可	- 31 -
6) 障害者歯科治療センター	- 31 -
7) 郵便による投票	- 32 -
8) 携帯電話基本料金等の割引	- 32 -
9) 聴覚・言語機能障がい者の緊急通報	- 32 -
10) 緊急 WEB 通報システム（NET119）	- 32 -
11) いばらき身障者等用駐車場利用証制度	- 33 -
12) 介護マーク	- 33 -
13) ヘルプカード・ヘルプマーク	- 34 -
11. 相談制度	- 34 -
1) 障がい者の虐待に関する相談	- 34 -
2) 民生委員・児童委員	- 34 -
3) 障がい者相談員	- 34 -
4) こどもの発達相談	- 35 -
12. 市役所の相談窓口	- 36 -
13. 各種相談機関	- 37 -
14. 障がい者関係団体 ※会員は随時募集しております。	- 39 -

■ 「障害者」の「害」表記等について

障がい者支援のしおりにおいては、心のバリアフリーを推進するために、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せず、引き続き「害」の字を使用しています。このため、障がい者支援のしおり内では、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

1. 障害者手帳

1) 身体障害者手帳



身体に障がいがある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級（重度）から6級（軽度）まであります。つくばみらい市が発行します。

対象者	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方
窓口	社会福祉課
手続	下記を参照してください
備考	平成19年4月1日以降の新規手帳交付者のうち、一部の疾病による障がいの方は、再認定期間がありますので再交付申請が必要です。

<必要なもの>

手続の種類		写真	診断書	手帳	個人番号
初めて交付申請するとき		2枚	○		○
再交付申請	障がいの程度が変わったとき	1枚	○	○	○
	障がい追加になったとき	1枚	○	○	○
	手帳を紛失したとき	1枚			○
	手帳を破損したとき	1枚		○	○
変更届	住所が変わったとき			○	○
	氏名が変わったとき			○	○
死亡、障がいに該当しなくなったとき				○	○
保護者名が変わったとき (手帳所持者が15歳未満)				○	○
<p>※写真：タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの。 (※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません)</p> <p>※診断書：所定の身体障害者診断書・意見書(窓口にあります)で、県が指定する医師が作成したもの。ただし、診断書は作成されてから3か月以内のものに限ります。</p> <p>※個人番号：申請者本人の個人番号がわかるもの</p> <p>※市外へ転出したときは、転出先の市町村障がい福祉担当窓口到手帳を持参し、居住地変更の届けをしてください。</p> <p>注意：障がい者本人が障がいを有しなくなったまたは死亡した時は、速やかに手帳を返還してください。</p>					

2) 療育手帳

知

知的障がいのある方が様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により④(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)があります。茨城県知事が発行します。

対象者		児童相談所または県福祉相談センターで知的障がいと判定された方
手 続	新規申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所または県福祉相談センターへ判定の予約をしてください。 判定日にあわせて手帳の交付申請手続きをしてください。 写真(1枚)をご用意ください。 ≪窓口(問合せ先)≫ ●茨城県福祉相談センター(満18歳以上) 〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 TEL 029-221-0800 ●土浦児童相談所(満18歳未満) 〒300-0812 土浦市下高津3-14-5 TEL 029-821-4595
	新規以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> 各種手続は下記を参照ください。 窓口 社会福祉課
	再判定の場合	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所または県福祉相談センターへ再判定の予約をしてください。 療育手帳をご用意ください。

<必要なもの>

手続の種類		写 真	手 帳	個人番号
他都道府県から転入したとき(交付申請)		1枚	○	○
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚		○
	手帳を破損したとき	1枚	○	○
	記載欄余白がなくなったとき	1枚	○	○
変更届	住所が変わったとき		○	○
	氏名が変わったとき		○	○
死亡したとき			○	

※写 真：タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの
(※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません)

※個人番号：申請者本人の個人番号がわかるもの

※市外へ転出したときは、転出先の市町村障がい福祉担当窓口到手帳を持参して、居住地変更の届けをしてください。

注意：障がい者本人が障がいを有しなくなったまたは死亡した時は、速やかに手帳を返還してください。

3) 精神障害者保健福祉手帳

精

精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度により1級（重度）から3級（軽度）まであります。茨城県知事が発行します。

対象者	精神の疾患により、日常生活または社会生活に制約のある方
有効期間	2年
窓口	社会福祉課
手続	下記を参照ください

<必要なもの>

手続の種類		写真	診断書	障害年金証書等	手帳	個人番号
初めて交付申請するとき		1枚	(○) または (○)			○
更新するとき		1枚	(○) または (○)		○	○
障がいの程度が変わったとき						
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚				○
	手帳を破損したとき	1枚			○	○
変更届	住所が変わったとき				○	○
	氏名が変わったとき				○	○

※写真：タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの
（※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません）。

※診断書：所定の診断書で、初診日から6か月を経過した日以後のもの（用紙は窓口にあります）。

※年金証書等：精神の障がいを理由に年金が支給されている場合、年金証書等の写し等（年金証書番号が記載されている書類）で手続できます。

※個人番号：障がい者本人の個人番号がわかるもの

※市外へ転出したときは、転出先の市町村障がい福祉担当窓口到手帳を持参し、居住地変更の届けをしてください。

4) 障害者手帳診断書料助成について

身・精

内容	身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を、新規で取得するために必要な医師の診断書にかかる診断書料の半額を市で助成します（助成の限度額は3,000円まで）。※ただし、過去5年の間に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方が、新規で手帳を取得するための診断書料は、対象となりません。
必要書類	手帳診断書料補助申請書、診断書料の領収書、本人または手帳交付申請者名義の預金通帳
窓口	社会福祉課

2. 障がい者の年金・手当等

1) 障害基礎年金

身・知・精

障害基礎年金は、国民年金に加入中に法に定める障がいの状態になった時に支給されます。ただし、初診日において保険料の納付した期間（一部納付・全額免除を含む）が加入期間の3分の2以上なければ支給されません。

年金の額	1 級	1,039,625 円（年額）
	2 級	831,700 円（年額）
支給方法	2・4・6・8・10・12 月の 6 回に分けて振り込まれます。	
窓 口	国保年金課または土浦年金事務所（被保険者の種類により異なります）	
備 考	上記のほか、障害基礎年金を受ける方に子ども（18 才未満の子・障がいがある子は 20 才未満）がいる場合、第 2 子までは一人につき年額 234,800 円、第 3 子以降 1 人につき年額 78,300 円が加算されます。	

2) 特別児童扶養手当

身・知・精

心身または精神に障がいがある 20 歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給されます。

	対象の障がいの目安	支給月額	支給方法
1 級	身体障害者手帳 1 級・2 級及び 3 級の一部療育手帳④・A 同程度の障がいのある児童（診断書が必要）	56,800 円	年 3 回（4・8・11 月）に受給者の金融機関の口座に振り込まれます
2 級	身体障害者手帳 3 級及び 4 級の一部療育手帳 B（診断書が必要） 同程度の障がいのある児童（診断書が必要）	37,830 円	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得が一定額以上の場合（支給停止） 児童が児童福祉施設等に入所している場合 児童が障がいによる公的年金を受給できる場合 		
窓 口	社会福祉課		
手 続	障がい者手帳、戸籍謄本、診断書、保護者（受給者）名義の預金通帳、個人番号がわかるもの		

3) 特別障害者手当

身・知・精

在宅で常時特別な介護を必要とする20歳以上の最重度の障がい者に支給されます。

対 象 者		支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金1級程度の障がい重複している方 ・障害基礎年金1級程度の障がい1つ、同2級程度の障がい2つ以上重複している方 ・肢体、内部、精神のいずれかに障害基礎年金1級程度の障害が1つあり、日常生活に著しい制限があると判定できる方 		29,590円	年4回(2・5・8・11月)に本人の銀行口座に振り込みます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得が一定額以上の場合(支給停止) ・福祉施設等に入所している場合 ・病院等に3か月を超えて入院の場合 		
窓 口	社会福祉課		
手 続	障がい者手帳、診断書、本人名義の預金通帳、個人番号がわかるもの		

4) 障害児福祉手当

身・知・精

日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の重度の障がい児に支給されます。

対 象 者		支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級程度の方 ・療育手帳④程度の方または同程度の精神障がいの方 		16,100円	年4回(2・5・8・11月)に本人の銀行口座に振り込まれます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい支給事由とする年金を受給できる場合 ・福祉施設等に入所している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合 		
窓 口	社会福祉課		
手 続	障がい者手帳、診断書、本人名義の預金通帳、個人番号がわかるもの		

5) 在宅心身障害児福祉手当

身・知

身体または知的に障がいがある20歳未満の児童で、障害児福祉手当(重度障がい)に該当しない障がいを有する児童を家庭で養育している保護者に支給されます。

対 象 者		支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級～3級又は4級の一部 ・療育手帳④・A・Bの方 		3,000円	年2回(9・3月)に本人の銀行口座に振り込まれます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当を受給している場合 ・福祉施設等に入所している場合 		
支給期限	障がい児が満20歳に到達した月まで支給		
窓 口	社会福祉課		
手 続	障がい者手帳、保護者(受給者)名義の預金通帳		

6) 心身障害者扶養共済制度

身・知・精

心身障がい児（者）の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として保護者が毎月掛金を納入し、保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児（者）に終身年金を支給する制度です。

保護者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・加入年の4月1日現在、年齢が65歳未満であること ・特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ・障がいのある方に対して、加入できる保護者は1人であること
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳を所持する方 ・身体障害者手帳を所持し、その等級が1～3級までに該当する方 ・精神または身体に永続的な障がいのある方で、上記の障がいと同程度の障がいと認められる方
掛金	1口9,300円～23,300円（月額、加入者の年齢に応じて金額が異なります） ※2口加入の場合は倍額
給付金	加入者が死亡または重度障がいとなったときは、1口につき、月20,000円の年金が支給されます。また、子が死亡した場合は、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。（加入1年未満は支給なし）
手続	住民票（保護者、障がい児（者）、年金管理者）、手帳、印かん、加入等申込書、障害証明書、申込者告知書、年金管理者指定届書
窓口	社会福祉課

7) 難病患者福祉手当

難

原因不明で治療方法が確立していない難病患者とその保護者の労苦に報いるために支給されるもので、手当を受給するには申請が必要です。

対象者	茨城県発行の「指定難病特定医療費受給者証」所持者
支給年額	10,000円 ※ただし、支給対象月数が10ヶ月未満の場合は、対象月数×1,000円
支給方法	年1回、3月に本人の銀行口座に振り込みます。
手続	指定難病特定医療費受給者証、本人名義の預金通帳
窓口	社会福祉課
その他	申請月の翌月分から支給該当



各種手当は、申請をして認定されると受給できます。該当と思われる方は、社会福祉課へご相談ください。

3. 医療費助成制度

1) 医療福祉制度（マル福制度）

身・知・精

病院等で診療を受けた場合に支払う、医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級・2 級（内部障がいとは 1～3 級）の方 ・療育手帳㊤、A の方 ・特別児童扶養手当 1 級を受給している方 ・障害福祉年金または障害年金（身体障がい、知的障がいまたは精神障がいによる）の 1 級を受給している方 ≪手帳重複所持者≫ <ul style="list-style-type: none"> ・身体 3 級・4 級+療育 B ・身体 3 級・4 級+精神 2 級 ・精神 2 級+療育 B
所得制限	前年の所得が一定額以上の場合
手続	ご加入中の健康保険情報がわかるもの（健康保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせ等）、身体障害者手帳、療育手帳、障害福祉年金または障害年金の証書、市町村民税課税（非課税）証明書（転入の方のみ）
窓口	国保年金課
備考	※県外の病院等への受診や治療材料等の場合は、一時立替払いをし、後日領収書等を添付して還付を受けます。

2) 障がい認定による後期高齢者医療制度

身・知・精

一定の障がい程度にある 65 歳以上 75 歳未満の方は、後期高齢者医療制度の医療により、医療費の自己負担分が軽減されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～3 級の方 ・身体障害者手帳 4 級のうち、音声言語機能障がい・下肢機能障がいの一部の方 ・療育手帳㊤、A の方 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の方 ・身体障がい、知的障がいまたは精神障がいを理由とした障害年金 1～2 級の方（労災・船員保険法は障害年金 1～4 級）
手続	手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）または障がい状態を明らかにする書類（年金証書等）、ご加入中の健康保険情報がわかるもの（健康保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせ等）、個人番号がわかるもの
窓口	国保年金課
備考	被保険者個人が保険料を負担する（所得状況により軽減措置があります）

3) 自立支援医療（更生医療）

身

障がいの程度の軽減や、残された機能を回復することを目的とした手術等を受ける場合に必要な医療費を公費で負担します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を交付された 18 歳以上の方 ・角膜手術、関節形成手術、心臓手術、人工透析、外耳形成、腎移植術、肝臓移植術、抗 HIV 療法等の医療を受ける方 ※身体障害者手帳に記載されている障がい名と合致していることが条件
有効期間	概ね 3 ヶ月以内（疾病により最長 1 年） ※更新可能
費用	原則として、医療費の 1 割が自己負担となります。ただし、所得等に依りて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	身体障害者手帳、ご加入中の健康保険情報がわかるもの（健康保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせ等）、指定医療機関の意見書、個人番号がわかるもの
窓口	社会福祉課

4) 自立支援医療（育成医療）

身

身体に障がいがある 18 歳未満の児童に対し、早い時期に治療を受け、将来生活していくために必要な能力と機能を持てるように、必要な医療費を公費で負担します。

※原則、事前申請となります。

対象者	18 歳未満で下記の疾病に該当する児童 ※肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能障がい、音声言語機能障がい、じん臓、心臓、その他内臓疾患
費用	原則として、医療費の 1 割が自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	ご加入中の健康保険情報がわかるもの（健康保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせ等）、指定医療機関の意見書、個人番号がわかるもの
窓口	社会福祉課

5) 自立支援医療（精神通院医療）

精

精神障がいの適正な医療の普及を図るため、心療内科等の通院に係る医療費を公費で負担します。

対象者	精神障がいにより、通院医療を受けている方（入院は対象外）
費用	原則として、医療費の 1 割が自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	申請書、同意書、指定医療機関で作成された自立支援医療費用診断書(精神通院)、ご加入中の健康保険情報がわかるもの（健康保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせ等）、個人番号がわかるもの
窓口	社会福祉課

6) 難病医療の給付

難

長期慢性であり、多大な経済的負担を強いられる難病患者の方に、医療費の自己負担分を公費負担として給付するもので、対象疾病（指定難病）は 341 疾病あります。詳しくは、茨城県のホームページをご覧ください。下記窓口へお問い合わせください。

◎ 窓口：つくば保健所（〒305-0035 つくば市松代 4-27 TEL 029-851-9287）

7) 小児慢性特定疾病医療の給付（小児の難病）

難

国が指定した小児の難病患者の方に、医療費の一部を公費で補助します。小児慢性特定疾病のうち、特定の疾病についてはその治療が長期間にわたり医療費の負担も高額になることから、それらの疾病に関する治療の確立と普及を図り、併せて医療費の負担軽減に資することを目的としています。詳しくは、茨城県のホームページをご覧ください。下記窓口へお問い合わせください。

◎ 窓口：つくば保健所（〒305-0035 つくば市松代 4-27 TEL 029-851-9287）

4. 補装具費の支給及び日常生活用具の給付

1) 補装具費の支給

身・難

身体障がい者(児)及び難病患者の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入・修理・借受けに係る費用の一部を公費で負担します。

※購入・修理の前に必ずご相談ください。(購入・修理後のものは対象外)

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 ・難病患者 ※ただし、所得制限により対象とならない場合もあります。
費用	原則として、費用の1割が自己負担となります。ただし、所得等に応じた上限の設定等により、負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	身体障害者手帳、指定難病特定医療受給者証、意見書、見積書、世帯の課税状況を証明できるもの、個人番号がわかるもの
窓口	社会福祉課

<補装具の種類>

障がい名	種類
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置
視覚障がい	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴覚・言語障がい	補聴器
肢体不自由かつ言語障がい	重度障害者用意思伝達装置
難病患者	車いす、意思伝達装置、装具（整形靴）

2) 日常生活用具の給付

身・知・難

日常生活がより円滑に過ごせるよう、必要に応じて日常生活用具が給付されます。

※購入前に必ずご相談ください。(購入後のものは対象外)

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・難病患者 ※障がいの種類や等級により、適用できない場合があります。
費用	原則として、費用の1割が自己負担となります。ただし、所得等に応じた上限の設定等により、負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	身体障害者手帳、療育手帳、指定難病特定医療受給者証、世帯の課税状況を証明できるもの、見積書、個人番号がわかるもの
窓口	社会福祉課

<日常生活用具の種類>

① 身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者

種目	品目	利用できる方	備考	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹機能障がい 2 級以上	18 歳以上	
	特殊マット	下肢・体幹機能障がい 2 級以上または療育手帳 A 以上	原則として 3 歳以上	
	特殊尿器	下肢・体幹機能障がい 1 級（常時介護を要する者に限る。）	原則として学齢児以上	
	入浴担架	下肢・体幹機能障がい 2 級以上（入浴に介護を要する者に限る。）	原則として 3 歳以上	
	体位変換器	下肢・体幹機能障がい 2 級以上（下着の交換時等に、家族や他人の介助を要する者に限る。）	原則として学齢児以上	
	移動用リフト	下肢・体幹機能障がい 2 級以上	原則として 3 歳以上	
	訓練いす（児のみ）	下肢・体幹機能障がい 2 級以上の児童	原則として 3 歳以上	
	訓練用ベッド（児のみ）	下肢・体幹機能障がい 2 級以上の児童	原則として学齢児以上	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹機能障がい（入浴に介助を要する者）	原則として 3 歳以上	
	便器	下肢・体幹機能障がい 2 級以上	原則として学齢児以上	
	頭部保護帽	スポンジ、革を主材料に作成	平衡機能・下肢・体幹機能障がい・てんかんの発作等により、頻繁に転倒する者等	3 歳以上
		スポンジ、革、プラスチックを主材料に作成		
	T 字状・棒状のつえ	木材でニス塗装したもの	平衡機能・下肢・体幹機能障がい	原則として 3 歳以上
		軽金属で塗装なしのもの		
	移動・移乗支援用具	平衡機能・下肢・体幹機能障がい	原則として 3 歳以上	
	特殊便器	上肢機能障がい 2 級以上または療育手帳 A 以上（訓練を行っても、自ら排便後の処理が困難な者に限る。）	原則として学齢児以上	
	火災警報器	身体障がい 2 級以上または療育手帳 A 以上で、火災発生感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）		
	自動消火器			
電磁調理器	視覚障がい 2 級以上（盲人のみの世帯またはこれに準ずる世帯の者に限る。）または療育手帳 A 以上	18 歳以上（療育手帳の場合）		
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい 2 級以上	原則として学齢児以上		
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい 2 級（聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯で、日常生活において給付の必要があると認められる者に限る。）	18 歳以上		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい 3 級以上（自己連続携帯式腹膜かん流法による透析療法を行う者に限る。）	原則として 3 歳以上	
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい 3 級以上または同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者（医療機関または保健所の意見書が必要）	原則として学齢児以上	
	電気式たん吸引器（ネブライザー付両用器含む）			
	発動発電機	呼吸器機能障がい 3 級以上または同程度の身体障がい者であって、人工呼吸器・電気式たん吸引器等を使用する者のうち必要と認められる者		
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18 歳以上	
	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい 2 級以上（盲人のみの世帯またはこれに準ずる世帯の者に限る。）	原則として学齢児以上	
	盲人用体重計			

種目	品目		利用できる方	備考	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		音声言語機能障がいまたは肢体不自由（発声・発語に著しい障がいを有する者に限る。）	原則として学齢児以上	
	情報・通信支援用具		上肢機能障がい 2 級以上または視覚障がい 2 級以上	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等	
	視覚障害者用情報受信装置		視覚障がい 2 級以上	原則として学齢児以上	
	点字ディスプレイ		視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者（原則として、視覚障がい 2 級以上かつ聴覚障がい 2 級）	18 歳以上	
	点字器	標準型	32 マス 18 行、両面書真鍮板製	視覚障がい者で、点字による情報の入手が必要な者	
			32 マス 18 行、両面書プラスチック製		
		携帯用	32 マス 4 行、片面書アルミニウム製		
			32 マス 12 行、片面書プラスチック製		
	点字タイプライター		視覚障がい 2 級以上で、原則として就労または就学している者、就労が見込まれる者		
	視覚障害者ポータブルレコーダー		視覚障がい 2 級以上	原則として学齢児以上	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置				
	視覚障害者用拡大読書器		視覚障がい者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者	原則として学齢児以上	
	盲人用時計	触読	視覚障がい 2 級以上（原則として、音声時計は手指の触覚に障がいがある等のため、触読式時計使用が困難な者）	18 歳以上	
		音声			
聴覚障害者用通信装置		聴覚障がいまたは発声発語に著しい障がいを有する者（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として給付の必要があると認められる者に限る。）	原則として学齢児以上		
聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障がい者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者			
人工喉頭	笛式	喉頭摘出により、音声機能または言語機能に障がいを有する者			
	電動式				
点字図書		主に情報の入手を点字で行っている視覚障がい者			

種目	品目		利用できる方	備考
排泄管理支援用具	ストマ用装具	消化器官系	直腸またはぼうこう機能障がい有するストマ造設者	3歳以上
		泌尿器官系		
	紙おむつ等	次のいずれかに該当する者 ア ストマの変形またはストマ周辺の著しいびらんのため、ストマ用装具を装着することができない者 イ 二分脊椎による排便機能障がいまたは排尿機能障がいがある者 ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいがある者 エ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者（医療機関または保健所の意見書が必要）		
収尿器	男性用	普通型	高度の排尿機能障がいがある者	
		簡易型		
	女性用	普通型		
		簡易型		
住宅改修費	居室生活動作補助用具	次のいずれかに該当する者 ア 下肢、体幹機能障がいまたは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であって、障がい等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障がい2級以上の者に限る。） イ 知的障がい者であって、療育手帳A以上の者	3歳以上 対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居室生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。 (1)手すりの取付け (2)段差解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	

② 難病患者の方

種目	品目	対象要件	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきり状態にある者	
	特殊マット	寝たきり状態にある者	
	特殊尿器	自力で排尿できない者	
	体位変換器	寝たきり状態にある者	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいがある者	
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいがある者	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	
	便器	常時介護を要する者	
	歩行支援用具	下肢機能に障がいがある者	
	特殊便器	上肢機能に障がいがある者	
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ の世帯及びこれに準ずる世帯	
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいがある者	
	電気式たん吸引器		ネブライザー付きの両用器を含む
	発動発電機	呼吸器機能に障がいがあり、人工呼吸器・電気式たん吸引器等を使用する者	
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障がいがある者	<p>対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。</p> <p>(1) 手すりの取付け</p> <p>(2) 段差解消</p> <p>(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>(6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>

5. 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス

1) 障害福祉サービス

身・知・精・難

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、個別に支給決定を行います。また、「介護給付」と「訓練等給付」で利用の際の手続きの流れが異なります。

費用	原則として、費用の1割が自己負担となります。ただし、所得等に応じた上限等の設定により、負担が重くならないようになっています。
窓口	社会福祉課
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の各種サービス（同行援護を除く）を利用する場合には、障害支援区分の認定が必要です。ただし、認定の決定まで時間を要する場合がありますので、利用を希望する場合は事前にご相談ください。 ・障害支援区分により、受けられる介護給付のサービスが異なります。 ・訓練等給付のサービスには、利用期間に制限（1年6ヶ月～2年間）を設けている場合があります。

※満65歳以上の方及び満40～64歳までの医療保険の加入者で、下記の疾病が原因で日常の身辺処理等が困難になり、家族等の介助がなければ生活が困難な方で、介護保険により「要支援・要介護状態」にあると認定を受けた方は、介護保険法によるサービスを受けることができます。

- 初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等）
- 脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など）
- 筋萎縮性側索硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 脊髄小脳変性症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障がい
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等）
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 関節リウマチ
- 後縦靭帯骨化症
- 脊柱管狭窄症
- 骨粗しょう症による骨折
- 早老症（ウェルナー症候群等）
- 末期のがん患者

《 介護保険に関する問い合わせ先：市役所 介護福祉課 》

<サービスの種類>

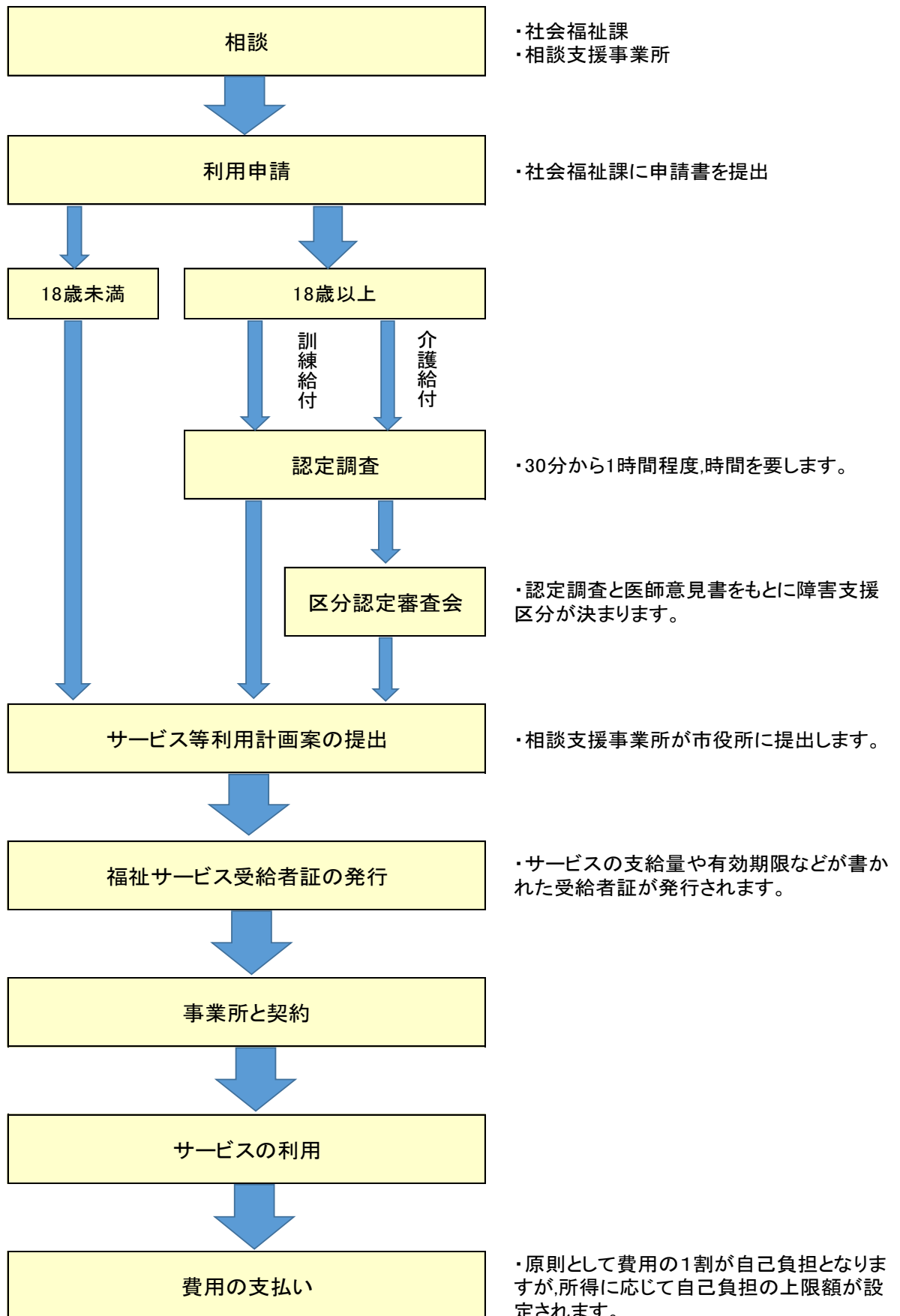
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている知的障がいや精神障がいがある方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中で特に介護の必要性が高い方に、居宅介護や生活介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間や夜間も含めて障害者支援施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する方に、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活に必要な支援を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	家事等の日常生活能力を向上するための支援として、居室や設備を利用して、昼夜を通じた訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	企業等で働いている障がいがある方が、職場に定着できるよう、必要な連絡調整やアドバイス等の支援を実施します。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた方が一人暮らしをする場合にアドバイス等を行い、地域生活を支援します。
計画相談支援	サービスを利用する際の、サービス等利用計画案の作成・サービス事業者等との連絡調整・モニタリング等を行います。	

～「障害支援区分」とは？～

障害支援区分とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分で、区分1～6のうち、最も必要度が高いのは区分6となります。介護給付の必要度に応じて、適切なサービスが利用できるよう導入されました。

障がい者等の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が決定します。

障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用の手続き



2) 障害児通所支援

身・知・精

児童福祉法に基づき、身体・知的・精神に障がいがある児童または療育を受けなければ福祉が損なわれるおそれのある児童に対して、個別に支給決定を行います。

費用負担	原則として、費用の1割が自己負担となります。ただし、所得等に応じた上限の設定等により、負担が重くなりすぎないようにしています。
窓 口	社会福祉課

<サービスの種類>

児童発達支援	未就学の児童が、児童福祉施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢や下肢または体幹機能に障がいがある児童に対し、日帰りで治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のため訓練等を提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。
保育所等訪問支援	専門職が障がい児のいる保育所等の施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために、外出することが困難な重度の障がいがある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案の作成や、サービス事業者等との連絡調整、モニタリングを行います。

6. その他の地域生活支援

1) 地域活動支援センター

身・知・精

創作的活動または生産活動の場を提供し、社会との交流促進等を図ることで、障がいのある方の自立した地域生活を支援します。

対象者	障がい者手帳等の交付を受けている方で、地域での雇用または就労が困難な方
費用負担	下表参照
窓 口	社会福祉課
手 続	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、個人番号がわかるもの

施設名	所在地	電話番号	費用負担(月額)
ひまわり園	つくばみらい市神生 530	0297-57-0123	2,500 円
つくばライフサポートセンター	つくば市みどりの 1-32-9	029-836-7200	直接お問合せください
ふれんず	つくばみらい市板橋 2147-4	0297-58-0466	直接お問合せください

2) 訪問入浴サービス

身

日常生活のほとんどに介護を要する重度の身体障がい者の方で、自宅での入浴が困難と認められる方に、訪問入浴サービスを行います。（※医師が入浴を可能と認めること等が必要です。）

対象者	身体障害者手帳 1 級または 2 級の方で、訪問入浴によらなければ入浴が困難な方
利用限度	週 2 回まで（7 月～9 月の夏季期間は、合計 3 回まで追加利用可）
費用	原則として、費用の 1 割が自己負担となります。
対象除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法による訪問入浴介護を受けることができる方 ・ 感染症を有し、他人に感染するおそれのある方 ・ 入浴することが適当でないとして医師が認めた方
手続	身体障害者手帳、個人番号がわかるもの
窓口	社会福祉課
備考	事前につくばみらい市との利用契約をしている事業所につき利用可能

3) 移動支援

身・知・精

屋外での移動が困難な障がい者の方が社会参加のために、外出を支援するサービスです。なお、外出内容によっては認められない場合がありますので、ご利用の前にご確認ください。

対象者	<p>次に該当する方のうち、単独で外出することが困難で、移動支援員の派遣が必要と認められる方 （※ただし、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の対象者は対象となりません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～3 級の視覚障がい児者 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている肢体不自由の方のうち <ul style="list-style-type: none"> ア 下肢の障がいの級別が 1 級～3 級の方 イ 体幹の障がいの級別が 1 級～3 級の方 ウ 移動の障がいの級別が 1 級～3 級の方 ・ 療育手帳の交付を受けている知的障がい児者 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障がい者 ・ 自立支援医療の認定を受けている者
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、費用の 1 割が自己負担となります。 ・ 交通費等の実費も自己負担となります。
利用限度	障害支援区分により、月 10 時間から 30 時間まで （※視覚障がい者は月 30 時間利用できます。）
手続	各種障害者手帳、個人番号がわかるもの
窓口	社会福祉課
備考	事前につくばみらい市との利用契約をしている事業所につき利用可能

4) 日中一時支援

身・知・精

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の方が、一時的に外出・休息をするために、心身障がい者(児)を日中一時的に施設に預けることができます。なお、宿泊を伴う場合は、障害福祉サービスの短期入所の利用となります。

対象者	市内に住所を有する障害支援区分の認定を受けた障がい者等
費用	利用料のほか食費等は実費負担となります。
手続	各種障害者手帳、個人番号がわかるもの
窓口	社会福祉課
備考	事前につくばみらい市との利用契約をしている事業所につき利用可能

5) 意思疎通支援

身

聴覚障がい者の方に対し手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対象者	市内に居住する聴覚障がい者
手続	利用する7日前までに申請（※個人番号の記載が原則必要となります。通知カードの場合、身元確認のため写真付身分証明書等が必要です。）
窓口	社会福祉課
実施機関	(社)茨城県聴覚障害者協会

6) 中途失明者緊急生活訓練

身

視覚障がいにより日常生活に支障をきたしている方に対し、自立更生・社会参加の促進を図るために必要な相談・指導訓練を行います。

指導内容	コミュニケーション技術、歩行技術、日常生活動作技術等
実施機関	茨城県立視覚障害者福祉センター TEL 029-221-0098
窓口	社会福祉課
備考	申込状況によっては、数か月または次年度以降の訓練になる場合があります。

7) 自動車改造費の助成

身

身体に障がいがある方が所有し、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造することにより、社会参加等を促進するために助成します。

対象者	上肢、下肢、体幹機能障がい1級・2級の方で、就労等のために自ら運転する方 ※過去5年間に当該補助を受けた方は対象となりません。
内容	ハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造するための費用を10万円まで助成します。
手続	身体障害者手帳、車検証、運転免許証、改造見積書、課税証明書
窓口	社会福祉課
備考	所得制限がありますので、改造前に必ずご相談ください。

8) 自動車運転免許取得の助成

身・知・精

障がいがある方の日常生活や社会生活の活動範囲を広げて、自立・更生を促進するために助成します。

対象者	・身体障害者手帳 1～4 級 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
内容	指定自動車教習所で就労等の為に免許を取得する費用のうち、15 万円を限度に、その 3 分の 2 以内を助成します。
手続	各種障がい者手帳、課税証明書、身体障害者運転適格審査結果表
窓口	社会福祉課

9) 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）給付

身

重度障がい者の就労等社会活動への参加を促進するために、一定の条件をもとに茨城県から身体障害者補助犬を給付します。

対象者	・視覚障がい 1 級またはこれに準ずる方（盲導犬） ・肢体不自由 1、2 級またはこれに準ずる方（介助犬） ・聴覚障がい 2 級またはこれに準ずる方（聴導犬）
費用	世帯の課税状況に応じて一部自己負担があります。 歩行訓練等の期間中の食費及び交通費等についても自己負担となります。
問合せ	茨城県保健福祉部障害福祉課 Tel029-301-3363

10) 送迎サービス

身・知・精・難

車いす利用の方（移動制約者）を自宅から病院・社会福祉施設までの通院等の際に、車いす搭乗車両によって送迎するサービスです。（月 3 回まで）

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行が困難で、以下のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（下肢・体幹機能・移動機能・視覚）が 1 級、2 級または 3 級 ・要介護 3 以上 ・難病患者（指定難病特定医療費受給者） ●市民税非課税世帯で、以下のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（視覚障がい）が 1 級または 2 級 ・療育手帳が㊦または A ・精神保健福祉手帳 1 級
費用	距離に応じ、400 円から 1,200 円まで（非課税世帯の方は半額）
手続	各種障害者手帳、指定難病特定医療費受給者証
窓口	社会福祉協議会、社会福祉課
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時には付添の方が必要です。運行範囲は原則 30 km 圏内です。 ・有料駐車場や有料道路を利用する場合は、利用者の負担となります。

11) 理髪サービス

身・知・精

家庭において理髪することが困難な障がい者の方に対し、理容師を 3 カ月に 1 回派遣し、理髪サービスを行うことにより、介護者の負担軽減を図るサービスです。

対象者	市民税非課税世帯で、以下のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級または 2 級 ・精神保健福祉手帳 1 級 ・療育手帳㊦または A
費用	理髪サービスにかかる費用は無料 ※ただし、消耗品・水道料・電気量は介護者の負担とする。
手続	各種障害者手帳
窓口	介護福祉課

1 2) 緊急通報システム見守りサポート

身・知・精・難

安心して日常生活を送れるよう、簡単な操作で緊急通報できる装置を貸し出すサービスです。

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療受給者証のいずれかを所有している方で、次のいずれかに該当する方 ・ひとり暮らしの方 ・65歳以上の高齢者または障がい等がある方のみで構成される世帯に属する方 ・日中独居世帯に属する方 ※日中独居世帯・・・同一敷地内または同一の建物内に親族等と同居しており、その親族等が就労・就学等により、日中に独居状態となる日が1週間のうちで4日以上ある世帯
費 用	2,310 円/月 （その他別途通信費負担あり。固定電話がない方は携帯電話代の負担あり。）
窓 口	介護福祉課

1 3) 救急医療情報キット

身・知・精・難

自宅での緊急時に、持病や服用している薬等の必要な情報を周囲の人に伝えることができるキットを配布します。

対 象 者	・身体障害者手帳 1～3 級の方（視覚障がいまたは聴覚障がい） ・重度心身障がい者等
費 用	無料
窓 口	介護福祉課

1 4) 家族介護用品の助成

身

紙おむつや尿とりパット等の介護用品を購入するための介護用品購入費助成券を支給します。

対 象 者	市民税非課税世帯に属する要支援または要介護認定を受けている満40歳以上の方で、かつ身体障害者手帳2級以上を所持し、排尿や排便の介助を要するとされる方を在宅で介護している家族
助 成 額	月額1人当たり1,250円
窓 口	介護福祉課

1 5) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

身

寝具（掛布団・敷布団・毛布）の洗濯・乾燥・消毒を行うサービスです。（年1回）

対 象 者	重度の身体障がいにより、寝たきりの状態にある身体障がい者（児）
費 用	無料
窓 口	介護福祉課

7. 交通機関の割引制度

1) JR旅客運賃の割引

身・知・精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳 ※下表を参照してください
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください
問合せ	JR東日本お問い合わせセンター TEL050-2016-1600

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	<ul style="list-style-type: none"> 私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者または12歳未満の第2種障がい者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除きます。)	50%	<ul style="list-style-type: none"> 私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)

※1 JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたぐ区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※2 障がい者と介護者のご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※3 身体及び療育手帳の第1種・第2種の種別については、手帳に記載されています。精神の種別については、第1種(精神1級)・第2種(精神2~3級)となります。

2) つくばエクスプレス旅客運賃の割引

身・知・精

身体障害者手帳・療育手帳を所持している方が、つくばエクスプレスを利用する場合は運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳所持者 ※下表を参照してください
利用方法	各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください
問合せ	つくばエクスプレス線各駅

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障がい者(12歳以上)とその介護者(1名)	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	50%	回数乗車券はつくばエクスプレス線区間単独の発売となります
第1種障がい者(12歳未満)とその介護者(1名)	介護者の定期乗車券(小児定期乗車券に割引はなし)	50%	通勤定期乗車券の発売となります
第2種障がい者(12歳未満)の介護者(1名)	介護者の定期乗車券(小児定期乗車券に割引はなし)	50%	通勤定期乗車券の発売となります
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	距離による制限はなし(つくばエクスプレス線内のみ)

※1 障がい者と介護者のご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※2 身体及び療育手帳の第1種・第2種の種別については、手帳に記載されています。精神の種別については、第1種(精神1級)・第2種(精神2~3級)となります。

3) タクシー料金の割引

身・知

身体障害者手帳、療育手帳を所持しているすべての方がタクシーを利用する場合、料金が**1割引**になります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳を所持している方
利用方法	料金支払いのとき手帳を提示してください
問合せ	茨城県ハイヤー・タクシー協会 Tel029-297-7131

4) タクシー料金の助成（福祉タクシー利用券）

身・知・精

重度障がい者が、通院や機能回復訓練等でタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。（新型コロナウイルスワクチン接種の往復にも使用可）。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 1 級・2 級の方 療育手帳④・A・Bの方 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方 ※ただし、自動車税の減免を受けていない方のみ対象です
助成額	<ul style="list-style-type: none"> 1 回の乗車につき 2 枚までご利用できる 500 円券を、年間 36 回分交付します。 じん臓機能障がいにより人工透析を受けている方は年間 72 回分 ※利用券は、譲渡・再発行はできません。
手続	毎年 4 月 1 日から新年度の券に切り替わりますので、年度毎に障害者手帳を持参し、申請してください。
窓口	社会福祉課

5) 県内バス（路線）運賃の割引

身・知・精

- ① 身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が路線バス（高速バスを含む）を利用する場合、運賃が割引になります。

適用範囲	種類	割引率	利用方法	問合せ
第1種障がい者 （本人及び介護者）	普通乗車券 定期乗車券	各運行会社が 設定する割引 率	料金支払いのとき手帳を 提示してください	各運行会社へ お問合せくだ さい
第2種障がい者 （本人のみ）	普通乗車券 定期乗車券		料金支払いのとき手帳を 提示してください	

- ② 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の路線バス（高速バス除く）運賃の割引については、下記の8事業者が実施していますが、割引運賃額等については各路線バス事業者が認定するものであり、各路線バス事業者によって異なることがあります。

（ 関東鉄道、茨城交通、日立電鉄交通サービス、大利根交通自動車、椎名観光バス、昭和観光バス、茨城急行自動車、朝日自動車の営業所。バス料金支払い時に、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。 ）

6) 国内航空運賃の割引

身・知・精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しているすべての方が国内航空を利用する場合、運賃が割引されます。(割引運賃は、各航空運送事業者が設定する額)

対象者	割引者	利用方法
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 ※満 12 歳以上の方が対象	本人と介護者(1名) ※介護者は介護能力のある満 12 歳以上の方が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・定期航空路線の国内線全区間の航空券を購入するときに、手帳を提示してください。 ・割引制度がない航空運送事業者もありますので、事前にお確かめください。
問 合 せ	各航空運送事業者	

※ 障がい者が単独で利用する場合または障がい者と介護者が、同時に同一区間を利用する場合に、障がい者及び介護者 1 名に対し、それぞれ割引が適用となります。

7) 大洗カーフェリー運賃の割引

身・知・精

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者は、旅客運賃が 5 割引、乗用車運賃が 1 割引となります。なお、第 1 種身体障害者手帳、第 1 種療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者については、付添人(1 名のみ)も同様の割引となります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方
利用方法	乗船手続きの際に手帳を提示してください
問 合 せ	大洗港に発着する各カーフェリー会社



交通機関の割引の詳細については、各お問い合わせ先へご確認ください。

8) 有料道路通行料金の割引

身・知

身体障害者手帳または療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引（半額）になります。事前に手続きが必要です。

対象者	<p>① 障がい者ご本人が運転する場合 身体障害者手帳の交付を受けているすべての方</p> <p>② 障がい者ご本人以外が運転する場合 身体障害者手帳・・・第1種の交付を受けている方 療育手帳・・・第1種（㊤、A）の交付を受けている方</p>
対象自動車の範囲	<p>車種要件</p> <p>次の要件を満たす自動車（ETC車は事前登録された1台のみ） ・乗用自動車（定員10人以下） ・二輪自動車（125cc超） ・貨物自動車（定員4人以上10人以下のワゴン車等） ・8ナンバー（車いす移動車等） ※いカ-やろッ-を乗客として利用する場合を除き、業務利用車両（軽トラ）等は対象外</p>
	<p>所有者要件</p> <p>●<u>障がい者ご本人が運転する場合</u> ・本人（その親族等）が所有する自家用乗用車等 ・いカ-等の貸出車両、車検や修理時の代車及び知人等が所有する自家用乗用車等（事前登録不可）</p> <p>●<u>介護者が運転し、第1種障がい者が乗車される場合</u> ・本人（その親族等）が所有する自家用乗用車等 ・いカ-等の貸出車両、ろッ-（介護ろッ-含む）や福祉有償運送車両、車検や修理時の代車及び知人等が所有する自家用乗用車等（事前登録不可）</p>
手続	<p>自動車を登録する場合</p> <p>・障がい者手帳 ・登録を希望する自動車の車検証 ・運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ） ・割賦契約書またはリース契約書（※1）</p>
	<p>ETC利用車を登録する場合</p> <p>上記に加え ・ETCカード（障がい者本人名義のもの）※18歳未満は保護者名義のもの ・ETC車載器セットアップ申込書または証明書</p>
	<p>自動車を登録しない場合</p> <p>・障がい者手帳 （※親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（第1種の方のみ）等が対象）</p>
窓口	<p>社会福祉課 ※ETC利用申請される方のみオンライン申請可</p>
問合せ	<p>有料道路ETC割引登録係 TEL045-477-1233（平日9時～17時）</p>
備考	<p>いカ-等の貸出車両、ろッ-（介護ろッ-含む）、車検・修理時の代車及び知人等が所有する自家用乗用車等は事前登録できません。</p>

※1) 車検証の「所有者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されている場合は、業務用と区別するため別途書類が必要になりますので、事前にご相談ください。

※2) 利用当日、料金所にてお車の確認作業が必要となり、通常よりお時間がかかる為、事前登録をおすすめ致します。

8. つくばみらい市内での割引

1) つくばみらい市コミュニティバス（みらい号）運賃の割引 **身・知・精・難・戦・母**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳、母子健康手帳（※母子健康手帳は、発行日から4年後の年度末まで）を所持しているすべての方がコミュニティバスを利用する場合、運賃が無料となります。

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・指定難病特定医療費受給者証・被爆者健康手帳・戦傷病者手帳・母子健康手帳を所持しているすべての方 ※障がい者の介護者（1人）は無料
利用方法	バス乗車時、乗務員に障害者手帳（身体・療育・精神）または割引証を提示してください
問合せ	都市計画課

2) デマンド乗合タクシー（みらいくん）料金の割引 **身・知・精・難・戦・母**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳、母子健康手帳（※母子健康手帳は、発行日から4年後の年度末まで）を所持しているすべての方がデマンド乗合タクシーを利用する場合、料金（1回の乗車につき1人の料金）が200円となります。

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・指定難病特定医療費受給者証・被爆者健康手帳・戦傷病者手帳・母子健康手帳を所持しているすべての方 ※障がい者の介護者（障がい者1人に対し1名まで）は無料 介護者・・・ホームヘルパー等の市内に住所を有していない方でも可
手続	事前に「利用者登録」が必要です。
登録方法	「デマンド乗合タクシー利用者登録申請書」にご記入のうえ、伊奈庁舎市民窓口課、谷和原庁舎都市計画課、各コミュニティセンター（小絹・谷井田・板橋・みらい平）、きらくやまふれあいの丘「すこやか福祉館」に提出してください。登録申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、各受付場所にも設置してあります。 ※登録完了後、市から「利用者登録証」を送付します。
利用方法	予約センター（Tel0297-38-6140）に電話連絡し、予約をしてください。（予約受付時間：午前8時30分から午後5時（運休日を除く）） ※料金は、利用券での支払いになります。利用券は、伊奈庁舎会計課、谷和原庁舎市民窓口課、シルバー人材センター（保健福祉センター内）で購入できます。また、車内でも購入できます。
問合せ	都市計画課

3) 小絹駅、みらい平駅自転車駐車場の減免

身・知・精・難

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証を所持しているすべての方が、自転車定期利用料金が全額免除となります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証を所持しているすべての方
利用方法	定期利用申込時に提示ください。
問合せ	<p>【小絹駅】 現地管理事務所連絡先 (TEL0297-52-4302) 午前6:30~10:30 午後4:00~8:00 (平日のみ受付可)</p> <p>【みらい平駅】 現地管理事務所連絡先 (TEL0297-57-0505) 平日受付: 午前6:30~午後8:00 土日祝日受付: 午前8:00~午後3:00</p>

4) 利用料が減免される主な公共施設

身・知・精・難

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証を所持しているすべての方が対象です。※詳細につきましては、各施設へお問い合わせください。

施設名	主な施設	料金
保健福祉センター	健康増進室	無料
総合運動公園体育館	トレーニング室	無料
	卓球室	無料
	体育館	無料
	武道場	無料
きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館	トレーニング室	無料
間宮林蔵記念館	記念館	無料

【障害者手帳アプリ「ミライロID」の利用について】

「ミライロID」は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を電子化できるアプリで、事前に手帳の情報を登録することで、スマートフォンの画面に手帳の情報を表示できます。画面を提示するだけで、施設や公共交通機関などでサービスを受けることができます。ぜひ、ご利用ください。なお、登録できる手帳は、顔写真が添付されているものに限りです。

ミライロID
ホームページ
QRコード

〈利用可能な市内施設など〉

- ・コミュニティバス・デマンドタクシー・各公園・各児童館・健康増進室
- ・きらくやまふれあいの丘・各コミュニティセンター・各体育施設
- ・各図書館（配送貸出）



9. 税の減免等

1) 所得税・市県民税の所得控除

身・知・精

種 類	<p>① 障害者控除 本人または扶養控除の対象となる親族に障がいがある場合、所得から障害者控除を差し引くことができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>対 象 者</th> <th>所 得 税</th> <th>市 県 民 税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者控除</td> <td>身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B・C 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級</td> <td>1 人当たり 27 万円</td> <td>1 人当たり 26 万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者控 除</td> <td>身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 ④・A 精神障害者保健福祉手帳 1 級</td> <td>1 人当たり 40 万円</td> <td>1 人当たり 30 万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障 害 者 扶 養 控 除</td> <td>扶養控除対象の親族が特別障がい者で、かつ同居している場合</td> <td>通常の扶養控除に 35 万円加算</td> <td>通常の扶養控除に 23 万円加算</td> </tr> </tbody> </table>				名 称	対 象 者	所 得 税	市 県 民 税	障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B・C 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	1 人当たり 27 万円	1 人当たり 26 万円	特別障害者控 除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 ④・A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	1 人当たり 40 万円	1 人当たり 30 万円	同居特別障 害 者 扶 養 控 除	扶養控除対象の親族が特別障がい者で、かつ同居している場合	通常の扶養控除に 35 万円加算	通常の扶養控除に 23 万円加算
	名 称	対 象 者	所 得 税	市 県 民 税																
	障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B・C 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	1 人当たり 27 万円	1 人当たり 26 万円																
	特別障害者控 除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 ④・A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	1 人当たり 40 万円	1 人当たり 30 万円																
同居特別障 害 者 扶 養 控 除	扶養控除対象の親族が特別障がい者で、かつ同居している場合	通常の扶養控除に 35 万円加算	通常の扶養控除に 23 万円加算																	
<p>② 心身障害者扶養共済掛金 共済に加入し掛金を納入している場合、掛金の金額を所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます。</p>																				
<p>③ ストマ用装具・おむつの購入費用 人工肛門または尿路変更のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合や、医師がおむつの使用を必要と認めている方の購入費用のうち、自己負担分が医療費控除の対象になります。</p> <p>※ただし、医師が発行する「ストマ用装具使用証明書」または「おむつ使用証明書」の添付が必要です。（各証明書の用紙は税務課にあります。）</p>																				
手 続	<p>確定申告(市県民税の申告)時に、必要書類を添付または提示してください。 ※給与所得者の場合、①と②はお勤め先の年末調整で手続きできます。</p>																			
必要書類等	<p>①障害者手帳 ②共済掛金の領収書 ③ストマ用装具購入に係る領収書、ストマ用装具使用証明書</p>																			
窓 □ (問合せ)	<p>所得税 土浦税務署 Tel029-822-1100 (自動音声) 県民税 土浦県税事務所 Tel029-822-7212 市民税 市役所税務課 勤務先の給与担当者 (①と②のみ)</p>																			

2) 市県民税の非課税

身・知・精

本人が障がい者の場合、前年の所得が 135 万円までは非課税になります。

手 続	障害者控除の手続をすることで兼ねています
窓 □	県民税 土浦県税事務所 Tel029-822-7212 市民税 市役所税務課

3) 自動車税の減免

身・知・精

本人または常時介護者が運転する自動車の自動車税が全額減免されます。(障がい者手帳の障がい区分・等級が下表の通り) **減免を受けるには、該当する年度の納付期限内に手続きが必要**です。

※ 障がい者の方一人につき1台のみ。手続きをする際は、各申請窓口へ事前に必ずご相談ください。

要件	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者本人が運転する場合 障がい者と生計を一にする方が、障がい者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合 障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が、障がい者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合 <p>※自動車の所有者(自動車税等の納税義務者)は、障がい者本人または生計を一にする方に限られます。</p>	
手続	普通車の場合	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者本人名義の車を本人が運転する場合は直接県税事務所へ。家族名義の車や家族が運転する場合は、市役所市民窓口課で世帯全員の住民票を取得した後、県税事務所で行ってください。 自動車を新しく購入された場合には、登録申請から30日以内に手続きをしてください。 年度途中(4月以降)に手帳の交付を受けた方で要件に該当する方は、翌年の自動車税から減免の対象となります。
	軽自動車の場合	<p>市役所税務課で手続きしてください</p> <p>障がい者手帳、免許証、印かん、車検証、納税通知書(普通徴収の方)</p> <p>※住民票の発行手数料は免除されるので、社会福祉課へお申し出ください。免除の証明書をお渡しします。(住民票は発行から1ヶ月以内のものが有効)</p>
窓口	<ul style="list-style-type: none"> 土浦県税事務所(自動車税) Tel029-822-7205 住民票の発行 市役所市民窓口課 常時介護証明の発行 市役所社会福祉課 軽自動車税 市役所税務課 	

<対象になる障がい区分・等級>

障がい区分	運転者区分 本人が運転する場合	生計同一(家族)・常時 介護者が運転する場合
視覚	1~4級	左に同じ
聴覚	2・3級	
平衡機能	3級	
音声機能	3級(喉頭摘出に限る)	
上肢不自由	1・2級	
下肢不自由	1~6級	1~3級
体幹機能	1~3級・5級	1~3級
脳病変による上肢機能	1・2級	左に同じ
脳病変による移動機能	1~6級	
心臓機能	1・3級	
じん臓機能		
呼吸器機能		
ぼうこう・直腸機能		
小腸機能障害		
免疫機能	1~3級	
肝臓機能障がい		
知的障がい	療育手帳 ㊦・A	
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級で、かつ、自立支援医療受給者証またはマル福の交付を受けている場合)	左に同じ

※身体障がいの場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく、障がい区分ごとの等級で判断されます。(例：総合等級2級の方で、内訳が上肢3級・心臓4級の場合は該当しません。)

10. その他の福祉

1) NTT 番号案内の無料化

身・知・精

104 番への電話番号の問合せを無料で利用できます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（視覚障がい 1～6 級、上肢・体幹・脳原性運動機能障がい 1～2 級） ・戦傷病者手帳（視力の障がい 特別項症～第 6 項症、上肢の障がい 特別項症～第 2 項症） ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
手続	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳
窓口	ふれあい案内 TEL 0120-104174（全国共通）

2) 点字郵便物料金の免除

身

視覚障がい者の方が、次の郵便物を出されるとき郵送料が免除されます。

対象郵便物	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者用の点字のみを内容とする郵便物 ・視覚障がい者用の録音テープなどの録音物または点字用紙（指定を受けている点字図書館、点字出版施設等あてに差し出す場合、またはそこから差し出される場合） <p>※郵便物の表に「点字用郵便」と記載してください。</p>
問合せ	各郵便局または、郵便事業株式会社支店

3) 利用料が減免される施設

身・知・精・難

下記の県内有料施設（県立・国立）の入館料や使用料等が減免になります。

≪利用方法：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証を持参してください≫

施設名
アクアワールド大洗水族館、大洗公園、大洗マリントワー、偕楽園好文亭、笠松運動公園、近代美術館、県営ライフル射撃場、県西総合公園、弘道館、国営ひたち海浜公園、さしま少年自然の家、里美野外活動センター、砂沼広域公園、自然博物館、児童センターこどもの城、植物園、白浜少年自然の家、大子広域公園、中央青年の家、つくばエキスポセンター、つくば美術館、天心記念五浦美術館、陶芸美術館、洞峰公園、フラワーパーク、堀原運動公園、港公園、竜神大吊橋、歴史館、鹿行生涯学習センター・女性プラザ（五十音順）

※ 障がいの種類及び等級によって、該当しない場合がありますので詳しくは各施設にお問合せください。

4) NHK 受信料の減免

身・知・精

全額免除	半額免除
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳を持っている方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 知的障がい者と判定された方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主が視覚、聴覚障がいの身体障害者手帳所持者 世帯主が1級・2級の身体障害者手帳所持者（視覚、聴覚障がい以外） 世帯主が重度の知的障がい者と判定された方（㊤、A程度） 世帯主が1級の精神障害者保健福祉手帳所持者 世帯主が特別項症～第1款症の戦傷病者手帳所持者
手 続	手帳、印かん（申請書証明欄に福祉事務所長の証明が必要）
窓 口	社会福祉課
提 出 先	NHK水戸放送局 営業受信料担当 TEL 029-232-9811
備 考	受信契約が未契約の場合は、契約と減免申請を同時に行えます。

5) 駐車禁止場所における駐車許可

身・知・精

身体に障がいがある方が、自らまたは家族等の運転する車に同乗する時、公安委員会発行の許可証を掲示することにより、駐車禁止区域でもやむを得ない場合は他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。

対象車両	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている歩行困難な方が現に使用中の車両で、公安委員会が必要と認めるもの
手 続	運転免許証、手帳、印かん、車検証
窓 口	常総警察署 常総市水海道高野町 554 番地の 2 TEL 0297-22-0110

6) 障害者歯科治療センター

身・知・精

障がい（児）者の歯科治療を行っています。（完全予約制）

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方 手帳を所持していなくても、車椅子をご利用の方や治療することに不安が大きく通常の歯科医院に受診できない方
手 続	歯科治療センターまで、事前に電話予約をしてください。
窓 口	茨城県土浦心身障害者歯科治療センター 〒300-0812 土浦市下高津 2-7-27 TEL 029-822-3835

7) 郵便による投票

身

身体が不自由なため投票所へ行くことが困難な方は、自宅等で投票（郵送による不在者投票）ができます。

対象者	両下肢、体幹、移動機能障がい1・2級、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障がい1・3級、免疫の障がい1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方 ※上肢、視覚障がい1級の身体障害者手帳をお持ちの方は代理記載制度もご利用できます
手続	郵便等投票証明書（4年間有効）の交付を受けて、選挙ごとにこの証明書を提示して投票用紙を請求してください
窓口	つくばみらい市選挙管理委員会（つくばみらい市役所総務課内）

8) 携帯電話基本料金等の割引

身・知・精

障がい者の方のコミュニケーション手段として、携帯電話料金の割引が受けられます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者
手続	●新規申請の場合 ① 障害者手帳（原本）②携帯電話購入費用③金融機関等の届出及び口座番号がわかるもの（利用料金を口座振替で希望する者のみ） ●既に契約されている場合 ① 障害者手帳の原本 ※障がいの種類や程度に関わらず、1人につき1回線まで
内容	※各会社によりサービスが異なります
窓口	各会社の携帯電話取扱い店

9) 聴覚・言語機能障がい者の緊急通報

身

聴覚・言語機能障がい者の方のための緊急通報（110番）として、ファックスまたは携帯電話（スマートフォン）及びパソコンのメールを使用した緊急通報が利用できます。

対象者	・聴覚または言語機能に障がいのある方
窓口	茨城県警察本部 通信指令課 ・Fax 029(301)6110 ・アドレス http://ibaraki110.jp/ http://ibaraki110.jp/tr/ (練習通報用) <利用できる携帯電話> 各携帯電話会社のスマートフォン、NTTドコモのi-mode搭載機、KDDI (au) のezweb搭載機、ソフトバンクモバイルのYahoo!ケータイ搭載機、イーモバイル、PHS

10) 緊急WEB通報システム（NET119）

身

聴覚・言語機能障がい者の方のための緊急通報（119番）として、事故や急病、火災のときに携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を活用した緊急通報が利用できます。

対象者	聴覚または言語機能に障がいのある方
窓口	社会福祉課 Fax 0297-58-5811 つくばみらい消防署 Tel 0297-58-0111
備考	事前にお問い合わせください。

1 1) いばらき身障者等用駐車場利用証制度

身体障がい者等が自ら運転または家族等の運転する車に同乗し、公共施設及び商業施設にある身障者等用駐車場に駐車する際に、利用証を掲示することにより駐車しやすくなります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（視覚障がい4級以上、聴覚機能障がい3級以上、平衡機能障がい5級以上、上肢機能障がい2級以上、下肢機能障がい6級以上、体幹機能障がい5級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい【上肢2級以上・移動6級以上】、内部障がい4級以上）所持者 ・療育手帳（㊤、A）所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者（1級に限る） ・介護保険の要介護状態区分が「要介護1」以上の認定を受けた者 ・指定難病特定医療費受給者証または小児慢性特定疾患受給権交付者 ・母子健康手帳交付者（妊娠7ヶ月から産後6ヶ月に限る）
手続	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等を持参
窓口	社会福祉課
備考	車内のルームミラーに掲げて使用。対象者一人につき1枚交付。 茨城県内全域及び全国43府県で利用可能。 詳細はお問い合わせください。

1 2) 介護マーク

介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくための「介護マーク」です。

対象者	介護中である方（障がい者の介護も含む）
申請窓口	介護福祉課、地域包括支援センター
備考	対象者一人につき1枚交付。



※11) いばらき身障者等用駐車場利用証



※12) 介護マーク

13) ヘルプカード・ヘルプマーク

●ヘルプカード・・・「お願いしたい事」等を記入しておき、困っている時や配慮が必要な時に提示する事で、周りからの支援を受けやすくする為のものです。(つくばみらい市発行)

●ヘルプマーク・・・外見からは援助や配慮を必要としているのか分からない方の為のマークです。かばん等に下げて使用し、周知する事で援助を得やすくする為に作成し普及に取り組んでいます。(茨城県発行)

※お一人につき、各1つまで

対象者	援助や配慮を必要とする方
申請窓口	伊奈庁舎社会福祉課、谷和原庁舎市民窓口課、保健福祉センター、みらい平市民センター、きらくやますこやか福祉館、市内各コミュニティセンター



※) ヘルプカード



※) ヘルプマーク

11. 相談制度

1) 障がい者の虐待に関する相談

障がいがある方等が身体的虐待等の様々な虐待を受けたり、受ける恐れがある際に、関係機関と連携を取りながら一時保護等の適切な支援を行います。

通報先	社会福祉課（24時間受付） ※夜間・土日祝日は、守衛経由にて担当者から折り返しお電話します。
-----	---

2) 民生委員・児童委員

地域の福祉増進に努める民間奉仕者として厚生労働大臣から委嘱され、障がい者や児童、高齢者、生活に困っている人の相談や指導等にあたっています。

窓口	社会福祉課
----	-------

3) 障がい者相談員

障がい者の更生相談のために市から委嘱された民間の協力者です。障がい者またはその家族の方からの様々な相談に応じ、必要な指導や援助を行っています。

窓口	社会福祉課
----	-------

4) こどもの発達相談

相談の内容・窓口	
医療的なことに関する相談	<p>《愛正会記念 茨城福祉医療センター》 水戸市元吉田町1872-1 TEL029-353-7171</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来では、身体障がいと合併するその他の障がい（てんかん・知的障がい）に対して、必要な治療・訓練を行っています。発達全般に関する相談も受け付けています（予約制）
	<p>《茨城県立こども病院》 水戸市双葉台3-3-1 TEL029- 254-1151</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の疾患について全般的に扱う子どものための専門病院です。心理外来も設置されています。（要紹介状、予約制）
	<p>《茨城県母子健康センター》 水戸市緑町3-5-35 茨城県看護協会内 TEL029-221-1553</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の不安や悩み、お子さんの心身面や発達障がいに関することの相談に応じています。
教育・保育に関する相談	<p>《つくばみらい市健康増進課（保健福祉センター内）》 〒300-2422 つくばみらい市古川1015-1 TEL0297-25-2100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診を通して発育の状態を確認します。健診時には、医師や保健師等から助言を受けることができます。また、随時、保健師が育児相談に応じています。 ・療育教室を実施しています。発達の遅れが心配される幼児と保護者に対して、臨床心理士や専門保育士が療育指導を行い、発達を支援します。
	<p>つくばみらい市おやこ・まるまるサポートセンター(みらい平市民センター2階) つくばみらい市陽光台3-9-1 TEL0297-44-8822</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関する家庭での幅広い問題について、家庭相談員が相談に応じています。
	<p>《土浦児童相談所》 土浦市下高津3-14-5 TEL 029-821-4595</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談や観察を通して、養育・保育上のさまざまな相談に応じています。
	<p>《茨城県立伊奈特別支援学校》 つくばみらい市青古新田300 TEL0297-58-8727</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的な遅れがある児童の教育相談に応じています。
	<p>《茨城県立下妻特別支援学校》 下妻市半谷492-4 TEL0296-44-1800</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に肢体不自由がある児童の教育相談に応じています。

12. 市役所の相談窓口

つくばみらい市役所 伊奈庁舎 〒300-2395 つくばみらい市福田 195 TEL0297-58-2111(代)	
課 名	主 な 業 務 内 容
社会福祉課 (伊奈庁舎1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳の申請 ・ 補装具の購入・修理に関すること ・ 障がい者の手当・扶養共済に関すること ・ 精神障がいに関する申請手続き ・ その他障がい者の自立支援に関すること ・ 生活困窮者支援に関すること ・ 民生委員に関すること
介護福祉課 (伊奈庁舎1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度に関すること ・ 敬老行事 ・ 高齢者在宅福祉に関すること ・ 高齢者福祉施設に関すること ・ 高齢者の自立支援に関すること
みらいこども課 (伊奈庁舎1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当・児童手当の支給
国保年金課 (伊奈庁舎1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療福祉制度に関すること ・ 後期高齢者医療制度に関すること ・ 老齢年金・障害基礎年金など国民年金に関すること

おやこ・まるまる サポートセンター (みらい平市民センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子の各種相談に関すること ・ ひとり親の自立支援に関すること ・ 障がい児保育の相談に関すること ・ DV被害者支援に関すること ・ 療育教室に関すること <p>つくばみらい市役所 みらい平市民センター (2階) 〒300-2358 つくばみらい市陽光台3-9-1 TEL0297-44-8822</p>
教育委員会 教育指導課 (旧伊奈保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学相談 (心身に障がいのあるお子さんが、障がいの種類・程度に応じて適切な教育が受けられるよう就学相談を行っています) <p>つくばみらい市役所 伊奈庁舎敷地内別棟 〒300-2395 つくばみらい市福田 195 TEL0297-58-2111(代)</p>
健康増進課 (保健福祉センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障がいに関する相談 ・ 保健指導に関すること <p>つくばみらい市保健福祉センター 〒300-2422 つくばみらい市古川 1015-1 TEL0297-25-2100</p>

13. 各種相談機関

名 称	内 容
つくばみらい市 社会福祉協議会	市民の福祉意識の向上や、地域福祉活動の推進を行っています。 ・ボランティア団体等の育成、調整、助成 ・生活福祉資金の貸付 ・その他福祉に関する相談 ●【本所】 きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館内 〒300-2312 つくばみらい市神生 530 TEL 0297-57-0205
	●【支所】 〒300-2341 つくばみらい市福田 195 TEL 0297-21-3240
つくばみらい市 障がい者基幹相談支援センター ポ プ ラ	障がい福祉に関する様々な相談をお受けします。 きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館内 〒300-2312 つくばみらい市神生 530 TEL 0297-57-0205
つくばみらい市 成年後見支援センター (伊奈庁舎1階)	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、成年後見制度についての相談や利用のお手伝いをします。 地域包括支援センター内 TEL 0297-57-0203
障害者なんでも相談室	障がい者や家族または福祉施設の関係者等が抱えている福祉や就労、権利擁護、財産管理等の問題について、専任の相談員がお答えします。 茨城県総合福祉会館 茨城県手をつなぐ育成会内 〒310-0851 水戸市千波町 1918 TEL 029-244-9588
茨城県福祉相談センター	・身体障がい者の医学的・心理的及び職能判定を行うとともに、必要に応じて、補装具の処方や適合判定を行います。また、身体障がい者が最も効果的に自立・社会復帰等できるように指導しています。 ・18歳以上の知的障がい者を対象に、相談や医学的・心理的及び職能的判定を行い、必要な助言・指導を行っています。 〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 TEL 029-221-0800
茨城県精神保健福祉センター	さまざまな心の悩みをお持ちの方のために、面接による相談をお受けしています（相談はすべて予約制です） 〒310-0852 水戸市笠原町 993-2 TEL 029-243-2971
茨城県発達障害者支援センター COLORS つくば	自閉症スペクトラム、学習障がい、注意欠陥、多動性障がい等の発達障がいのある方への相談支援を行っています。 〒300-1245 つくば市高崎 802-1 TEL 029-875-3485
茨城県ひきこもり 相談支援センター	ひきこもりについて、専門のコーディネーターが本人や家族からの相談をお受けしています。 〒308-0845 筑西市西方 1790-29 TEL 0296-48-6631
土浦児童相談所	18歳未満の児童に関する、あらゆる問題について相談に応じ、専門的な判定を行い、必要な助言・指導や施設入所手続きを行っています。 〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5 TEL 029-821-4595

名 称	内 容
茨城県 高次脳機能障害支援センター	高次脳機能障害（交通事故による外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管障害などの後遺症として、記憶や感情などの脳の機能が損なわれる障害）に関する相談を行っています。 〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学内 Tel029-887-2605
茨城県難病相談・ 支援センター	難病に悩む方々からの相談をお受けしています。 〒305-0005 つくば市天久保 2-1-1 筑波大学付属病院内 B 棟 350 号室 Tel029-853-3610
茨城県立聴覚障害者 福祉センター やすらぎ	聴覚障がい者の各種相談・研修・講習等を実施し、字幕入りビデオテープの貸出や手話通訳者・要約筆記者の養成、紹介派遣（有料）を行っています。 〒310-0844 水戸市住吉町 349-1 Tel029-248-0029 Fax029-247-1369
県立視覚障害者 福祉センター・ 点字図書館	視覚障がい者のための各種相談、点字・録音図書の出版や貸出をはじめ、点訳・朗読奉仕員等のボランティアの養成も行っています。 〒310-0055 水戸市袴塚 1-4-64 Tel029-221-0098
つくばLSC 障害者就業・ 生活支援センター	求職活動や職場定着等で支援を必要とする障がいのある方や、障害者雇用に関して課題等を抱えている企業等からの相談をお受けしています。 〒305-0875 つくば市みどりの 1-32-9 Tel090-3808-6926
常総公共職業安定所 (ハローワーク常総)	障がい者の職業相談・職業紹介や就業後のアフターケアを、障害者職業相談員がケースワーク方式により行っています。 〒303-0034 常総市水海道天満町4798 Tel0297-22-8609
茨城障害者職業センター	公共職業安定所の職業紹介業務と密接な連携を保ち、障がい者の就職のための相談・評価・職業準備訓練・事業主支援等を行っています 〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-66 Tel0296-77-7373
茨城県障害者 IT サポートセンター	パソコンの操作を始めとした、IT に関する利用相談等を実施するとともに、パソコンボランティアを派遣し、障がい者のパソコン利用のサポートを行っています。 〒309-1703 笠間市鯉淵 6550 社会福祉法人自立奉仕会 茨城福祉工場内 Tel0296-70-5733
身体の不自由な方々 のための結婚相談	身体に障がいのある方の結婚に関する各種相談に応じています。 〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 2 階 一般社団法人 茨城県身体障害者福祉協議会 Tel029-243-7010
茨城県障害者権利擁護センター	障がい者に対する虐待を防止するために、通報や相談を受け付けます。各市町村の障害者虐待防止センターの紹介も行っています。 〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 2 階 Tel029-353-8663
茨城県障害者差別相談室	「障がいがある」ことだけを理由に、不当な扱いを受けた時や差別に関する困ったこと等の相談に応じます。相談室には専門の相談員が常駐しています。 〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 2 階 Tel029-246-6049

名 称	内 容
成年後見センター	センターに登録した司法書士が、障がい等で判断能力が不十分な方の財産管理や福祉サービスの利用に際して、契約や財産分割等の法律行為の支援を行うための成年後見制度のサポートをしています。 〒310-0063 水戸市五軒町 1-3-16 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部 Tel029-302-3166
法テラス	法的問題の相談をお受けしています。 〒310-0062 水戸市大町 3-4-36 法テラス茨城 Tel050-3383-5390
街角の年金相談センター 土浦	障がいを事由とした年金の受給見込みや受給資格、裁定請求等の年金についての全般的な相談窓口を開設しています。(予約制) 〒300-0037 土浦市桜町 1-16-12 リーガル土浦ビル 3F Tel029-825-2300
土浦年金事務所 お客様相談室	年金給付に関する相談・請求・諸変更届出等を受け付けています。 (予約制) 〒300-0812 土浦市下高津 2-7-29 Tel029-825-1170

14. 障がい者関係団体 ※会員は随時募集しております。

名 称	内 容	問合せ
つくばみらい市 身体障害者福祉協議会	身体障害者手帳を持っている方達が集まり、色々な相談事・行事・スポーツ・旅行・健康のためのリハビリ等、お互いの親睦を図っている会です。	代表 荒井 (アライ) Tel090-3337-1424
つくばみらい市 手をつなぐ育成会	心身障害児者の健全な育成のために、教育と福祉の向上、地域社会の理解促進を図ることを目的とし様々な活動を行っている会です。	代表 飯村 (イイムラ) Tel0297-58-6592
つくばみらい市知的・ 発達障害児(者)親の会 「すてっぴ」	つくばみらい市に在住、在学する知的・発達障害児(者)の健全な育成を図るため、教育と福祉の向上、地域社会の理解促進を図ることを目的とし、様々な活動を行っている会です。	代表 鈴木 (スズキ) Tel0297-52-6856
発達障がい児親の会 「おひさま」	知的・発達障がい児の保護者が集まり、情報交換や近況報告等を行い、お互い同士の支え合いと育ち合いを目的とし、様々な活動を行っている会です。	代表 安河内 (ヤノウチ) Tel090-2478-9440
肢体不自由児親の会 「たいよう」	肢体不自由児と親たちが、普通に生活できる地域社会を目指すことを目的とし、様々な活動を行っている会です。	代表 相田 (アイダ) Tel080-1228-5140
茨城県視覚障害者協会 つくばみらい支部	視覚障がいがある方々での意見交換や、朗読ボランティアグループの交流会に参加するなどお互いの親睦を図る会です。	代表 鈴木 (スズキ) Tel0297-52-4461
つくば精神保健福祉会 「やすらぎの会」	精神障がい者の家族や一般住民有志が協力して、地域の精神保健思想の普及・啓蒙・福祉対策等の充実を図り、様々な活動を行っている会です。	副会長 杉江 (シギエ) Tel0297-58-6200

障がい者支援のしおり

—令和7年度—

発行：つくばみらい市役所社会福祉課

茨城県つくばみらい市福田 195 番地

TEL 0297-58-2111 (代表)

FAX 0297-58-5811



市のイメージキャラクター
「みらいりんぞう」